

特集

全国万引犯罪防止機構 臨時総会

万引



山村秀彦委員長 (万防機構 総務委員会)

全国万引き犯罪防止機構(河上和雄理事長、以下万防機構)は1月31日、千代田区において平成24年度臨時総会を開催した。その中で行われたシンポジウムで万引犯罪の概況が報告され、万引犯罪防止に向けての「3つの提言」の取組み実例が、3人よりの発表された。その内容を紹介する。【瀬戸雅彦】

「3つの提言」への取組みをシンポジウムで発表

シンポジウムに先掛けて、万防機構総務委員会の山村秀彦委員長が挨拶した。「警視庁によると、都内における月間平均の万引犯罪認知件数は、平成22年が17444件、23年が1590件(約9%減)、24年(10月までの平均)が1501件(約5.6%減)と減少傾向だ。」

「年齢別には、青少年が22年に30%占めていたのが、24年は23%と減少。その一方、成人は48%から52%と増加。」

万引犯罪防止のための「3つの提言」

万防機構は、万引犯罪における喫緊の3課題を選び、平成23年5月に検討委員会を立ち上げて、社会に向けての建議提言を目指して取り組んでいる。

- 1. マイバック問題 エコの意味で始められたマイバックが、犯罪誘発の恐れがあるため、マイバック使用にあたってのマナーを定める必要がある。
2. 万引品2次市場 万引した商品を自分で使用するほかに、流通市場で処分するという傾向がある。古物商の存在が万引犯罪を誘発することが考えられ、規制化または制度化を検討する。
3. 店内確保 刑事訴訟法の定めによると、万引は現行犯または準現行犯だが、確保するためには犯人の抵抗により殺傷事件なども現実起こっている。まずは店内確保を提唱するところから。

高齢者(65歳以上)が29%から24%に増加している。「かつて万引は少年の1過性の犯罪といわれていたが、現在はそうではない」という見解があったが、それはデータとして明確に表れている。特に都内の万引件数において、青少年より高齢者の方が件数が多いという現状がある。

「高齢者の万引は『食品』が大半を占めるが、青少年・成人は『ゲームソフト』や『化粧品』が多く、転売することもある。同じ万引でも年齢で性格が違うものであるが、いずれも具体的な対応策を講じることが肝心だ。」

マイバック問題



内藤学事務局長 (山梨流通研究会)

「当研究会は、10年ほど前に県内小売業の親睦団体として発足し、現在9社が加盟し50店舗が加入している。山梨県下ではエコ運動の一環として『マイバック運動』が盛んで、県からの補助金もあって多くの店舗でのぼりを立ててアピールしている。」

万引品2次市場



宮坂昇管理官 (警視庁生活安全部)

「古物営業は許認可業務だが、適正な営業がされているか、実態を調査することも必要である。最近、万引の被害者が古物商で処分された事案が続いた。具体的には次の3つの事案だ。
① 少年グループが万引を繰り返して、被害者を古物商で繰り返し処分し現金化していることが発覚した。
② 18歳未満からの古物の買取りは原則禁止されているが、買い取り店側で生年月日を書き換える虚偽記載があった。
③ マイバックの中にアルミホイルを貼り、防犯センサーに認知されないように細工し万引品を持ち出し、実に167回にわたり同一の古物商で換金した。」

店内確保



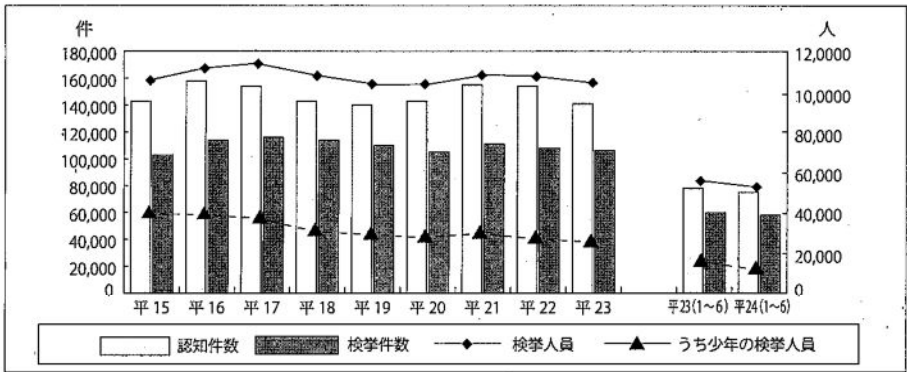
伊東ゆづる会長 (伊東肉店)

「今の日本では店内で商品を隠匿したことに對して『声を掛けられない』という実情がある。店内確保を試みた場合、否認されたり、前科者や外国人の場合は暴れるケースもある。私は店内確保は難しいという認識をもっており、現在は『隠匿したことを確認した時点で声を掛ける』という運動を進めている。店内表」

これらの事案を受けて、警視庁は、古物商421店舗を対象とした「緊急立入り」を実施した。その結果、18歳未満の者から親の承諾なしに買い取った事例が見つかった。「安易に買い取りをする店舗が万引犯罪を助長しているのではないか」という意見が増えている。」

後、万引を含む財産犯の被害者が換金処分された場合には、確実にその店舗への立入検査が行われる。」

万引の認知・検挙状況の推移



「大手古物商に對してしっかりした認識を持ってもらい、安易に万引被害者が処分されないように、昨年6月、警視庁に58の団体・業者が集まってもらって、連絡会議を開催した。業界を挙げて不正品を買いとらない、万が一買い取った場合には警察に連絡する犯罪抑止対策を進めている。」

「山梨県でも万引犯罪が高齢化しているという現実があり、県内の万引犯罪では60歳以上の犯罪が44%、80歳以上が8%となっている。」

「犯罪統計資料によると、盗難・万引などの被害者が平成28年中に古物商、醫屋などで換金処分された数は2000件を超えることがわかった。そこで、警視庁は財産犯の被害者が古物商などで換金処分された場合、警視庁生活安全総務課に報告を挙げ、店舗を管轄する警察署の防犯係へ通報するように規定した。その後、これが副総監連達となり全警察署に傳達し、昨年3月から対応を進めている。さらに警察庁もこれを有効な手段とし、同じ内容の傳達を、警察庁の生活安全局長名で全国の警察本部へ発出した。今」